



第 11.5.10 図 新潟県中越沖地震における敷地内の地盤鉛直変動図 (b)大湊側  
 (耐震・構造設計小委員会 地震・津波, 地質・地盤合同 WG (第4回) (2008) に一部加筆)

沈下、あるいは、地形そのものの沈下という幾つかの組み合わせによって最終的な沈下量というのを、できるだけ保守的に見積もった形として2m程度を見込めば、全体を俯瞰して見たときに保守的な沈下量になっているだろうと。さらには、今回お示ししたような中越沖地震の局所的な、少し原因は異なるかもしれませんが、そういった沈下現象を含めてもそれらを上回るような設定として、津波の遡上高さを考える上で保守的な設定になっているということをもって整理をさせていただいているというふうに考えております。

○岸野審査官 規制庁の岸野です。

お聞きしたかったのは、あえて、当然、加えている地震動は違うという、検討条件の違いが当然あるんですけれども、それはちよつとあえて置いておいて、程度感といますか、大体SS規模の地震を中越で受けているわけですから、ほぼほぼ大体再現できているのかという、そういう趣旨での質問でした。

そういったこと、局所的なことなどを踏まえても、沈下量2.0mは保守的な設定になっているであろうという御説明でしたので、趣旨のほうは理解いたしました。

今回の中越沖地震で確認された沈下量と解析で求めた沈下量の整合性ないし、設定した沈下量の保守性につきましては、解析手法の適用性とかにも関わってくることでありますので、今、御回答いただいた内容を資料のほうに盛り込んでいただいて説明の充実化を図っていただきたいと思えます。

私からは以上です。

○東京電力（松本） ありがとうございます。

○更田委員 ほかに、いいかな。

全体で何か言い残したことはありませんか。聞き忘れたことはありませんか。

石渡先生、よろしいですか。

○石渡委員 中越沖地震のときの液状化とか、噴砂・亀裂などの分布のデータというのは、これ、初めて拝見するデータで、これ、ちよつとやはり私としても地質の分布とか、そういうものと対照しながらちよつと検討をしてみたいというふうに思っています。

ぱつと見た感じでは、必ずしも海側だけで噴砂が起きているわけじゃないでもなく、山側でも発生しているようで、こういう点がちよつとなぜかなという感じがしないでもないので、ちよつとこれについては、しばらく検討させていただきたいというふうに思っております。

どうもありがとうございました。

柏崎刈羽原発  
フルタベント工事開始と  
新規制基準制定の時系列

- 2012年10月25日～  
基準検討チームでの検討（公開）
- 2013年1月15日  
7号機フルタベント工事開始
- 2013年6月28日  
6号機フルタベント工事開始  
新規制基準公布
- 2013年7月8日  
新規制基準施行

## 新規制基準に係る主な経過規定について

平成25年6月19日  
原子力規制庁

1. 信頼性向上のためのバックアップ対策に係る基準に関する経過措置【設置許可基準規則<sup>1</sup>】

附則第2項、技術基準規則附則<sup>2</sup>第4項等関係】

改正法施行の際現に設置許可を受けている発電用原子炉に対する特定重大事故等対処施設<sup>\*</sup>、常設直流電源設備(第3系統目)に係る基準については、平成30年7月7日までに適合することを求めることとする。

※新規制基準(重大事故対策)骨子における「特定安全施設」

2. 規則施行前に行った工事等に対する経過措置【整備規則<sup>3</sup>附則第3条、第6条関係】

今般の改正により新たに工事計画の認可又は届出の対象となった工事であって、改正法施行前に施設し、又は着手したものであるについては、認可又は届出を要しないこととする。同様に、新たに溶接事業者検査の対象となったものであるであって、改正法施行前に溶接をし、又は溶接は完了したものであるについては、溶接事業者検査を要しないこととする。

## 3. 重大事故の対策等に係る保安規定、核物質防護規定等に関する経過措置【整備規則附則第12条、第14条関係】

火災対策や重大事故の対策等に係る保安規定の記載事項について、当該事項に係る保安規定の変更認可申請を、施行後最初に行う当該事項に係る変更許可の申請と同時に行わなければならないとし、当該申請の処分日までは、火災対策や重大事故の対策等に係る保安措置及び保安規定並びに原子炉主任技術者の選任要件については、なお従前の例によることとする。

特定重大事故等対処施設に係る核物質防護規定の記載事項についても、同様の扱いとする。

<sup>1</sup> 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則をいう。

<sup>2</sup> 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則をいう。

<sup>3</sup> 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則をいう。